

携帯電話用アンテナ

近年、携帯電話用のアンテナ設備については、市街地では中高層建築物の屋上に設置されることが大半であり、室外機等の建築設備と同様に通りや町並み景観を形成する要素のひとつです。そのため京都市では、携帯電話用のアンテナ設備を、地域の景観と調和し周囲の町並みに溶け込んだものとするため、設置高さや形態意匠、付属設備の設置方法等について基準を定めています。

■手続きが必要な地区

地区	対象となる規模	手続き
美観地区、美観形成地区	すべて	認定申請
山ろく型建造物修景地区	すべて	行為届
山並み背景型 岸辺型 町並み型	建造物修景地区 アンテナそのものの大きさが 10mを超える	行為届

■共通基準

建築物に設置する場合は、美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区の種別にかかわらず、以下の基準を共通して適用します。

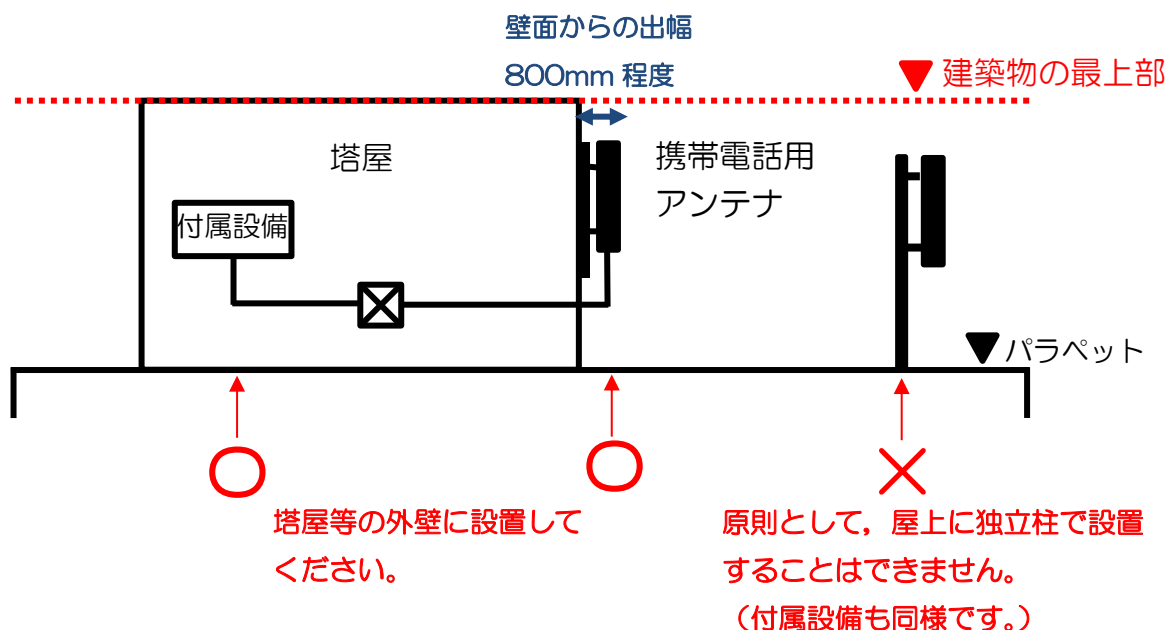
地上に支柱を建ててアンテナを設置するケースについては、個別に御相談ください。

【高さ】

- アンテナ、付属設備の最上部が建築物の最上部を超えないこと。

【形態意匠】

- 塔屋等の外壁に設置し、壁面からの突出を抑え、建築物本体と均整がとれていること。
- 設置する機器類、配線等は設置する外壁面の色と同等色とすること。



【付属設備】

◆歴史遺産型美観地区以外の地区

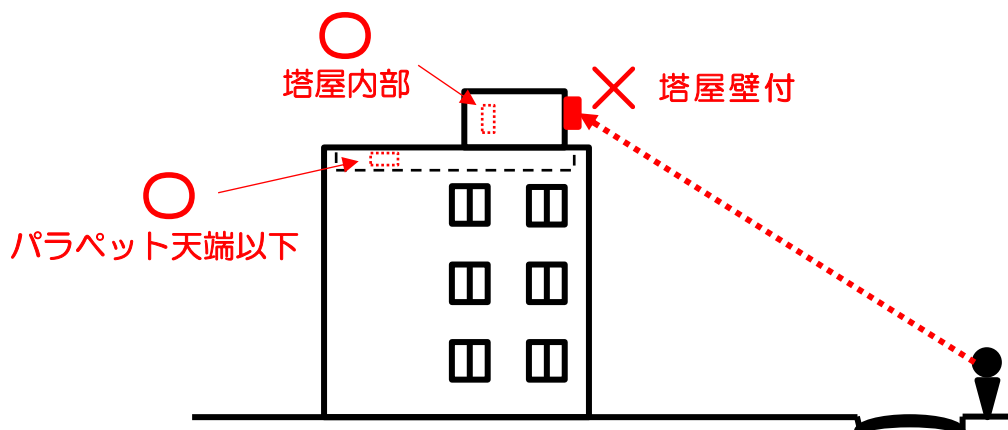
公共用空地から見えない位置に設けられていること。または、適切な修景措置が施されていること。

◆歴史遺産型美観地区

公共用空地から見えない位置に設けられていること。

→ 修景装置で覆ったとしても、付属設備は設置不可となります。

塔屋内部や、パラペットの天端高さ以下に納まる位置へ設置してください。



■通常の管理行為、軽易な行為等に関する取扱い

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為については、手続そのものを不要としており、以下のものが該当します。詳しくは御相談ください。

- ・携帯電話用アンテナや付属設備のうち、電波増幅装置（省電力レピーター）等の小型のもの（概ね30cm角以下）の新設及び交換
※複数個まとめて設置する場合、該当しないものがあります。

- ・付属設備の新設、増設、交換のうち、以下に該当するもの

- ① 塔屋内部の場合
- ② パラペットの天端高さ以下に納まる場合
- ③ 既存のルーバーや景観カバー等の修景装置で囲まれた内部で、その高さ以下に納まる場合

